

## 土砂災害に注意しましょう

大雨や台風に伴い土砂災害が懸念されます。お住まいの地域に土砂災害の危険があるか確認し、災害に備えるようお願いします。

### 〈土砂災害の起こる前兆〉

- ・崖に亀裂が入る
- ・崖から水が吹き出ている
- ・崖から音がする

### 〈避難のポイント〉

- ① 指定緊急避難場所への立ち退き避難
- ② 近隣のより安全な場所・建物等への立ち退き避難
- ③ 屋内安全確保（建物内のより安全な部屋などへの移動）



市内指定区域は、市ホームページで確認することができます。

市では、千葉県と連携し、土砂災害警戒区域の周知や啓発に取り組んでいます。土砂災害警戒情報が発令された場合には、防災行政無線や市ホームページ、メール配信により避難指示や注意喚起を行います。

安全対策課消防防災班

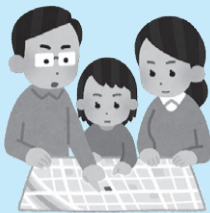
☎0475(70)0303

## マイタイムラインを作成して災害時の避難行動を確認しましょう

自分や家族が「いつ」、「何をするのか」時系列で整理し共有しましょう。

### ① 自宅への土砂災害や浸水被害の想定を確認

ハザードマップで、自宅が土砂災害警戒区域や浸水想定区域に入っていないか確認する。



### ② 避難先、避難経路を決める

経路は浸水や土砂災害の恐れのある箇所は避ける。避難先は市指定の避難場所だけでなく、安全な親戚や知人宅も検討する。



### ③ 避難するタイミングを決める

警戒レベルごとに避難を開始する家族を決める。



### ④ 避難前の各自の行動を書き足す

常備薬などの準備、携帯電話の充電、非常品・備蓄品の確認など自分に必要な行動を記載する。



ハザードマップや防災行政無線、登録制メールで発信する災害情報を活用ください。

〈マイタイムライン作成マニュアル・記入シートダウンロード〉



▲千葉県ホームページ

〈大網白里市版マイタイムライン(防災ハンドブック)〉



▲市ホームページ

安全対策課消防防災班 ☎0475(70)0303

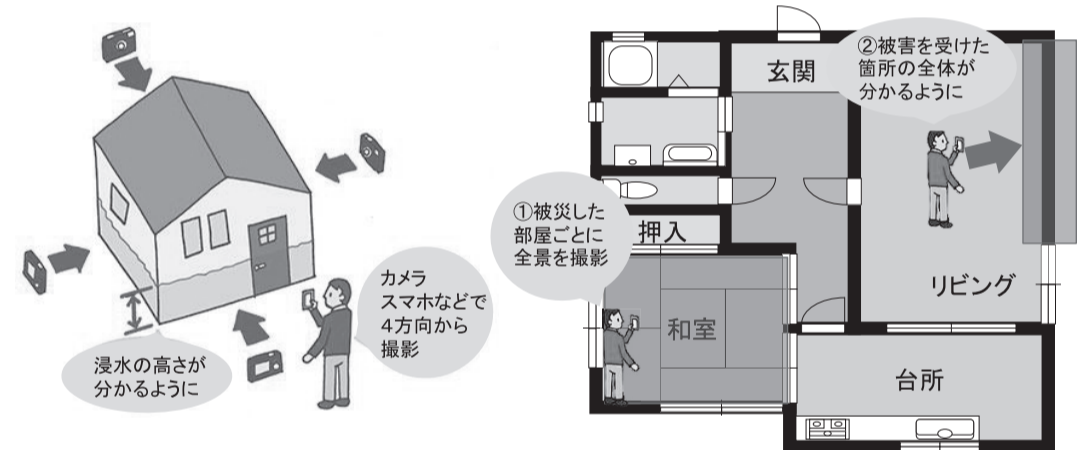
## 台風などの自然災害により住家が被害を受けたときは

生活再建の補助制度や損害保険を請求する際に必要となる罹災証明書の申請には、被害状況が分かる写真が必要です。

### 〈被害箇所の撮影方法〉

- ・デジタルカメラやスマートフォンで、修理や片付けをする前に撮影してください。
  - ・住宅の全景写真を可能な限り4面分撮影してください。
  - ・浸水被害がある場合、メジャーを当てて全体を写した遠景と目盛が読み取れる近景を撮影してください。
  - ・室内は、被災した部屋ごとの全景写真を撮影してください。
  - ・被害箇所の面積割合が分かるよう、被害箇所を含む見切り範囲を撮影してください。
  - ・被害程度が分かるよう、被害箇所の近景写真を撮影してください。
- ※申請時に、被災住宅の階数、間取り、写真ごとの被害状況を確認します。

### 〈イメージ図〉



※被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。

安全対策課消防防災班 ☎0475(70)0303

## 新型コロナウイルス対策支援・給付

### 子育て 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化していることを受け、ひとり親の家庭へ給付金を支給します。

対象となる方は申請が必要ですので、問い合わせください。

▼支給対象

- ・ 公的年金(遺族年金、障害年金等)を受給しており、児童扶養手当の支給が全額停止される方
- ・ 感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※児童扶養手当の認定を受け

☎0475(70)0331

### 子育て 子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)

▼支給対象①④のいずれかに該当する方(ひとり親世帯分の給付を受けた方を除きます)

- ① 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している、令和3年度住民税均等割が非課税の方
- ② 令和4年2月末までに、新たに児童手当または特別児童扶養手当の認定を受け、令和3年度住民税均等割が非課税となる水準の方

▼対象児童①8歳以下の児童

3年度住民税均等割が非課税の方に該当する方(ひとり親世帯分の給付を受けた方を除きます)

- ③ ①②のほか、対象児童の養育者(例・高校生のみを養育している方)で、令和3年度住民税均等割が非課税の方
- ④ 感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、令和3年度住民税均等割が非課税となる水準の方

▼申請方法

- ① ② 申請不要
- ③ ④ 申請が必要ですので、問い合わせください。

▼支給額①対象児童1人当たり一律5万円

☎0475(70)0331

### 事業者 地場産品販路拡大支援助成金

市内地場産品関係事業者に対し、通信販売の品代および配送料の値引きについて助成を行っています。

▼対象①次のすべてに該当する事業者

- ・ 市内に主たる事業所を有していること
- ・ 配送事業者を使用し地場産品の通信販売を行っていること
- ・ 市税に滞納が無いこと

▼助成の対象となる品①次のいずれかに該当する地場産品

- ・ 助成額1,000円全額を税込3,000円以上となる品

▼事業要件

- ・ 助成対象となる品を個人への通信販売で市外へ配送
- ・ 助成額1,000円全額を品代または送料の値引きに充てること

▼申請期間①認定申請月の翌月から令和4年1月31日(月)まで

▼申請方法②所定の申請書類を商工観光課へ郵送または持参

※申請書類は市ホームページおよび商工観光課(市役所分庁舎3階)で配布しています。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

☎0475(70)0356

市内に主たる事業所を有していること

市内で生産された物

市内で原材料の主要な部分が生産された物

市内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じている物

助成額②助成対象となる品の配送1件につき1,000円

事業要件

助成対象となる品を個人への通信販売で市外へ配送

助成額1,000円全額を品代または送料の値引きに充てること

申請期間①認定申請月の翌月から令和4年1月31日(月)まで

申請方法②所定の申請書類を商工観光課へ郵送または持参

申請書類は市ホームページおよび商工観光課(市役所分庁舎3階)で配布しています。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

☎0475(70)0356